

平成30年7月26日（木）
（市町村職員の派遣について）
愛知県総務部市町村課
公務員グループ
担当 今井、本行 内線 2223、2224
ダイヤルイン 052-954-6630
（愛知県職員の派遣について）
愛知県総務部人事局人事課
人事第一グループ
担当 鈴木、杉山 内線 2257、2207
ダイヤルイン 052-954-6030
（愛知県職員の派遣・全体について）
愛知県防災局災害対策課
災害対策グループ
担当 二村、福西 内線 2511、2512
ダイヤルイン 052-954-6193

平成30年7月豪雨に係る広島県東広島市への市町村職員 の派遣（第3陣）及び愛知県職員の派遣について

広島県東広島市から愛知県に対し、被災者への罹災証明書の交付に当たり、被災した家屋の被害認定業務を行う人員が不足するため、家屋の調査に従事可能な職員の派遣要請がありました。

このため、愛知県は県内各市町村と調整の上、7月19日から職員派遣を行っており、現在**第2陣**として**10名**の市町村職員を派遣中です。（平成30年7月20日発表済）

この度、下記のとおり、**第3陣**として**15名**の市町村職員を派遣することとしましたので、お知らせします。

また、東広島市から、罹災証明書発行に係るデータ入力や被災家屋の被害認定の判定業務を行う人員が不足するため、これらの業務に従事可能な職員の派遣要請がありました。

このため、市町村職員に加え、新たに**3名**の愛知県職員を派遣することとしましたので、併せてお知らせします。

記

1 第3陣として派遣する市町村職員（家屋被害認定調査）

半田市、碧南市、蒲郡市、犬山市、東海市、豊明市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村、南知多町、幸田町の職員各1名 計15名

※ 東広島市の派遣要請は当初**10名**でしたが、**5名**の増員要請がありましたので、今回は**15名**を派遣します。

2 今回新たに派遣する愛知県職員（罹災証明書発行に係るデータ入力及び被災家屋に係る被害認定の判定業務）

総務部及び防災局職員 計3名

3 1及び2の派遣期間

7月27日（金）から7月31日（火）まで [5日間]

4 その他

現在、東広島市災害対策本部要員として防災局職員2名を派遣中（平成30年7月9日発表済）

※ この結果、7月27日（金）から7月31日（火）までの間については、愛知県職員と県内市町村職員を合わせて**20名の体制**で、東広島市を支援いたします。

※ 家屋被害認定調査に従事する市町村職員については、東広島市から第4陣以降の派遣要請もありましたので、引き続き市町村と調整を進めていきます。

<参考>

- ・ 被災した家屋の被害認定業務（家屋被害認定調査）
罹災証明書の交付に当たり、住家の被害状況の調査を行う。具体的には、第一次調査（外観目視調査）と第二次調査（被災者からの申請があった場合に実施・外観目視調査及び内部立入調査）を行う。
- ・ 被災家屋に係る被害認定の判定業務
家屋被害認定調査に基づき、全壊、半壊等の判定の補助業務を行う。
- ・ 東広島市災害対策本部要員の業務
支援ニーズ等の調査、ボランティア受入方法や支援物資の受入方法等の助言、愛知県から派遣した市町村職員の受入等を行う。